

第1章 総則

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
第1条（目的） この条例は、二元代表制の下、府中市議会(以下「議会」という。)の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。	※定義のため、評価の対象外			

第2章 議会及び議員の活動原則

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
第2条（議会の活動原則） 議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。				
(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員の自由な発言を重んじること。		☒概ねできている ☐一部できている ☐できていない ☐その他	概ねできている、が、議員の認識違いや不穏当な発言など内容によっては議長から公正中立な教育的指導や助言など適宜行われることが望ましい。	
(2) 公平公正な開かれた議会運営を行うこと。		☐概ねできている ☒一部できている ☐できていない ☐その他	二元代表制の適切な理解を図り、議会改革に取り組むことが必要。議会改革検討委員会についてはしばらく開かれていないため。	
(3) 市民の声を把握し、市政に反映するように努めること。		☐概ねできている ☒一部できている ☐できていない ☐その他	議員：個人での把握・反映はそれぞれの取組として概ねできているのではないかと考えられる。議会：議会全体をもって公聴会や議会報告会形式での意見交換の機会がないため議会としての取組は不十分ではないかと考える。開催についての検討、先行自治体の調査・研究を求める。	
(4) 市政運営を監視及び評価すること。		☐概ねできている ☒一部できている ☐できていない ☐その他	議員：個々の議員の監視・評価については個人差はあるが議会質問や討論においてそれぞれが監視・評価されていると考える。議会：市の施策に対し、委員会における調査として専門家や参考人し招致による審議を行うことで評価の参考となる例もあると聞く。調査・研究を求める。	
(5) 活発な議論を通して政策の立案及び提言に努めること。	・政治倫理条例及び市議会の個人情報保護条例の制定に当たっては、複数の議案が提出され、活発な議論を経て賛否が決せられた（R5①）	☐概ねできている ☒一部できている ☐できていない ☐その他	二元代表制の面から議会が市に対し政策立案・提言に努めることは重要であるが、これまで条例提案に至ったケースは少ない。議会全体としての政策提言システムの確立（議員相互の討論、議会全体の共通認識・合意形成）にむけて検討会の実施、先行自治体の調査・研究。	
(6) 不断の改革を行うこと。	・タブレット貸与及びペーパーレス会議システム導入による議会資料のペーパーレス化を実施（R5①施行実施、R5③本格実施） ・LINEWORKS導入による連絡の効率化・ペーパーレス化を実施（R5③前） ・市議会ホームページにおける議会資料掲載の早期化（R6③～）	☐概ねできている ☒一部できている ☐できていない ☐その他	議会：議会改革検討委員会の定期的な開催により、議会改革に対する調査研究を推進する。議員個人の能力向上の支援。	
第3条（議員の活動原則） 議員は、次に掲げる原則に基づき活動する。				
(1) 市民の代表者であることを自覚し、市民の多様な意見を把握することに努め、市民全体の福祉向上を目指すこと。		☒概ねできている ☐一部できている ☐できていない ☐その他	会派として市民アンケートや報告会の実施など市民意見の収集に努めている。地域や分野ごとの課題や要望などをその都度、市長や担当課に提出し対応を求めている。	
(2) 自己研鑽及び調査研究により、資質向上に努めること。	・毎年1回、様々なテーマの研修会を議長主催で実施	☒概ねできている ☐一部できている ☐できていない ☐その他	様々な分野の学習機会の創出を図ることが重要。引き続きの努力が求められている。所属会派に限らず研究会などで意見交換の機会が図れると良い。	

第4条（政治倫理） 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、良心と責任を持ち、議員としての品位の保持に努めるものとする。	・府中市議会政治倫理条例を制定（R5①） ・府中市議会政治倫理条例に基づく宣誓書未提出議員に対して、本会議において未提出理由の意見聴取を実施（R5②） ・議長主催の議員研修でコンプライアンス研修を実施（R6①前） ・議会運営委員会でR6年度及びR7年度にコンプライアンス研修をすることを議長に依頼することを決定（R6③）	☐概ねできている ☒一部できている ☐できていない ☐その他	一般市民と比較しても高い規範が求められることから自身の行動を常に振り返ることが必要だと考える。自分がされて嫌なことはしないことは当たり前であるが、個人の特性や慣習からセクハラやパワハラに気が付かないケースが一般的にもあるので専門性のあるカウンセリングや相談機関との連携を議会としても持つべきではないか。多種多様な考え方から議員が選ばれる時代になりつつあるので、様々な想定をしておくことは必要だと思う。議員個人に委ねられている部分が大きいが議会全体の課題として考える必要があると感じる。	
第5条（災害時の議会等の対応） 議会及び議員は、災害による不測の事態が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)と連携し、別に定めるところにより、災害対策の対応に努めるものとする。	・ICTによる災害時の連絡体制の強化の取組として、LINEWORKSによる連絡訓練を実施（R5④前）	☐概ねできている ☒一部できている ☐できていない ☐その他	あらゆる災害時を想定した訓練の方法が今後も継続して必要のため。災害時のマニュアルを定期的に確認するよう呼びかける、通信手段がなかった場合の連絡方法についても確認が必要。	

第3章 市民との関係

条文等	取り組み状況等	評価（該当に ☒)	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
(議会の公開及び説明責任)				
第6条 議会は、会議を原則として公開するものとする。	・市議会ホームページにおける委員会会議録の公開（常任委員会H24②～、特別委員会（予決算を除く）H27臨～、議会運営委員会H30臨～、予算・決算特別委員会H30③～） ・市議会ホームページにおけるインターネット配信の実施（本会議H25②～、委員会R5③～）	☐概ねできている ☒一部できている ☐できていない ☐その他	各派代表者会議、委員協議会、委員会での陳情補足説明、など、非公開となっているものもあるが、その公開・非公開のあり方については今後議論の機会があっても良いのではないかと考える。	
2 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。	・議会報において議決の個人賛否を掲載（H29②～） ・議会傍聴について、手話通訳に加えノートテイクによる傍聴にも対応（R3予算から） ・市議会ホームページに議会報のテキストデータを掲載し、視覚に障害がある方の情報収集を円滑化（R4） ・電子採決の導入により個人賛否をより明確化（R5③～） ・議会傍聴において視覚・聴覚に障害のある方のスマホ等で音声反訳アプリ等の使用を許可（R6②～）	☐概ねできている ☒一部できている ☐できていない ☐その他	議会の役割である「議会活動」を市民に知らせるための議会としての報告会の実施は重要だと考える。また議会情報の周知として広報の強化を図るため現在の議会報編集委員会を広報委員会としてさらなる充実を図ってはどうか。	
第7条(市民と議会との関係) 議会又は議員は、市長から提案された議案を審議するに当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。		☐概ねできている ☐一部できている ☒できていない ☐その他	委員協議会での協議事項における了承事項は委員会の公開された場での審議を経て了承されるべきだと考える。議案説明を会派ごとに個別で行っている自治体の例もある。市民に知らせ意見を聴く機会をとるには期限的な制約の改善が必要だと感じる。	
2 議会は、請願及び陳情について、誠実に審議するものとする。		☐概ねできている ☒一部できている ☐できていない ☐その他	陳情者による趣旨説明の機会は確保されていると逐条解説があるが、非公開のままで良いのか議論の余地があると考ええる。透明性と誠実な審議としては検討すべきである。	
3 議員又は委員会は、政策の立案及び提言をするに当たって、必要に応じて、市民との懇談等の手段により、意見を聴く機会を設けることができる。	・府中市議会政治倫理条例の制定過程で、対面による市民意見を聴取する会及び書面による意見聴取並びにパブリックコメントを実施（R4②～④）	☐概ねできている ☐一部できている ☒できていない ☐その他	必要に応じてできることとなっているが、残念ながら行われていないため。政策提案の機運醸成に向けて議員の学習機会の確保、市民参画機会の創出、委員会活動の強化、調査機関（特別委員会・分科会など）の設置、参考人招致などの取組がある。先行自治体の調査・研究。	

第4章 市長等との関係

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
（市長等と議会の関係）				
第8条 議会は、市長等の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかについて監視及び評価するものとし、必要と認める場合には、政策の立案及び提言を通して市長等に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する緊急要望書を全会派の総意で市長に提出（R2臨①） ・議会から総合計画審議会委員を選出し、総合計画の策定に参画	☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	議会として政策立案や提言を行い市長等に求めた例は少ないため積極的な活用はできていない。重複するが、政策提案の機運醸成に向けて議員の学習機会の確保、委員会活動の強化、調査機関（特別委員会・分科会など）の設置など実効性を高める取組を検討する。先行自治体の調査・研究。	
2 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めることができる。		☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	前述にもあるが、議案説明を会派ごとに個別で行っている自治体の例もあることから議案説明会の検討を行う。先行自治体の調査・研究。	
（質疑等の形式）				
第9条 議員は、本会議及び委員会において、議案等についての論点を整理し、審議及び審査を深めるため市長等に対して質疑を行うものとする。		☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	会派としては行えていると思うが、議会全体を見た上では論点整理のための反問権の導入も検討の余地がある	
2 議員は、市長等に対して市政の課題全般について一般質問等を行うものとする。	・一般質問の日数を2日間から3日間に変更（R2②～）	☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		
（議決事項の追加）				
第10条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づき、法に定めるもののほか、議会と市長等がともに市民に対する責任を担うため、市政にとって重要な政策等について、議会の議決すべき事件として定めることができる。	※議会運営上の手続きに関する内容なので、評価の対象外			

第5章 議会の運営及び体制

（会期及び回数）				
第11条 議長は、必要な会期を議会運営委員会に諮り、本会議において決定するものとする。	※議会運営上の手続きに関する内容なので、評価の対象外			
2 定例会の回数は、府中市議会定例会の回数に関する条例(昭和31年9月府中市条例第19号)に定めるところによる。		☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		
（討議の原則）				
第12条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。		☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	議会は二元代表制の面から議員間での相互討議を経て議決に至る合意形成や理解を深める必要があるが、その点については課題があり今後も検討が必要である。また討論が時間的拘束によって自由な質疑が妨げられないような工夫や、公平性を担保するための議論の整理に留意する。	
2 議会は、委員会活動を中心に、議員間の討議を行うことができる。	・公契約関係競売入札妨害事件再発防止対策特別委員会の倫理条例制定に係る協議 ・議会運営委員会での議会基本条例の検証に係る協議における議員間討議ルールを申合せ（R5①）	☐ 概ねできている ☐ 一部できている ☒ できていない ☐ その他	1項でも課題として述べたように、議員間討議の本来のあり方や各議員の議員間討議に対する認識を深め、共有することが求められている。議会によっては議員間討議のガイドラインを設けている例もあるので調査・研究し、議員間討議の目的（二元代表制・合意形成）を達成できるよう努力する。	

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
（定数） 第13条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、府中市議会議員定数条例(平成12年3月府中市条例第21号)により定めるものとする。	※府中市では過去に定数を変更した経験がないため、現段階では評価に馴染まない。			
2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状、課題及び市民の意見を十分に考慮した上で定めるものとする。		☐ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☒ その他	1項にあるように定数の改正がないことから評価外となるが、仮に改正にあたっては十分な周知と把握に努めること。	
3 会派は、議会運営並びに政策の立案及び提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努める。	※個々の会派運営は、会派内の自治に属する事柄であり、「議会としての」評価には馴染まない。よって、評価の対象外			
4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催することができる。		☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		
（議会事務局） 第15条 議会は、政策等の提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため、議会事務局の機能の強化に努めるものとする。		☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	議員の議会活動の支援、各機能の充実を図るためにさらなる調査・研究は必要だと考える。	
（議会図書室） 第16条 議会は、議員の調査研究並びに政策の立案及び提言に資するため、議会図書室の充実に努め、これを活用する。	・新庁舎移転に伴い、オープンスペース（議会ロビー）に議会図書室を設置（R5③前）	☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	活用が十分ではないと感じていることから積極的な活用を今後意識していきたい。	
（議員報酬） 第17条 議員報酬は、府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年9月府中市条例第24号)に定めるところによる。	・議員が逮捕、勾留その他身体を拘束される処分を受けたときに議員報酬停止規定を報酬条例に追加（R5①）	☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		
2 議会は、議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の負託に応え得る議員活動に考慮し、府中市特別職報酬等審議会等の多様な意見を聞くものとする。	・隔年で府中市特別職報酬等審議会の答申内容の報告を聴取	☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		

第6章 補則				
（条例の検証等） 第18条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じてこの条例の改正その他の適切な措置を講ずるものとする。	・議会運営委員会で議会基本条例の検証方法について協議を実施（R5②～）	☐ 概ねできている ☐ 一部できている ☒ できていない ☐ その他	条例の検証は「必要に応じて」というよりも、具体的な時期を定めて達成状況を検証することが望ましい。各条文の検証の際には、条文を問わず議会改革における課題についても洗い出しができることから定期的なチェックは不可欠であり、議会全体をもって検証することは必須だと考える。先行自治体では「4年に一度」のように時期を定めている。	